

R7年度 介護保険事業者集団指導 (四日市市指定事業所全サービス共通)

四日市市 福祉監査室



本日の集団指導の流れ

動画中
「基準」とは？



今年度の運営指導で各サービス共通でよくあった指摘

I 運営規程、重要事項説明書について

- ① 運営規程に記載しなければならない項目
- ② 重要事項説明書に記載しなければならない項目

II 各種 研修、訓練、委員会について

- ① 各種研修、訓練、委員会の法定回数の確認
- ② 災害の業務継続計画の訓練と、非常災害対策（避難訓練等）について
- ③ 感染症の業務継続計画の訓練や研修と、感染症の予防及びまん延防止の訓練や研修について
- ④ 身体的拘束等適正化及び虐待の防止の委員会について



アンケート回答
(出席確認)



この集団指導動画中、「**基準**」とは

◆ 指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準

- … 地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が遵守すべき基準

◆ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する 基準

- … 介護予防認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防小規模多機能 事業所が遵守すべき基準

◆ 指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準

- … 居宅介護支援事業所が遵守すべき基準

◆ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効率的な支援の方法に関する基準

- … 介護予防支援事業所が遵守すべき基準

介護保険サービスは、サービスの種類ごとに定められた事
業運営の **基準** を満たすものとして指定をうけた事業所・
施設が提供する。

事業所・施設は、要介護者・要支援者的人格を尊重する
とともに、介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し、要介
護者・要支援者のために忠実に職務を遂行しなければな
らない。

今年度の運営指導で各事業共通で よくあった指摘

I 運営規程や重要事項説明書について

- ・ 基準に定められた記載しなければならない項目のうち抜けている項目がある。

運営規程の必須項目

居宅介護支援 介護予防支援

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅介護支援／指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦ その他運営に関する重要事項

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料
その他の費用の額
- ⑤ 入居にあたっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

※サービスによって必須項目が違います。

四日市市が指定（登録）するサービスのみ抜
粋。

地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護
の利用定員
- ⑤ 指定地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護
の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他運営に関する重要事項

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護／指定看護小規模多機能型居宅
介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- ⑤ 指定小規模多機能型居宅介護/指定看護小規模多機能型居宅
介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他運営に関する重要事項

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入所定員
- ④ 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所
者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 施設の利用にあたっての留意事項
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨ その他施設の運営に関する重要事項

(介護予防)基準該当短期入所生活介護

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員（※特養の空床利用の場合は記載不要）
- ④ 基準該当短期入所生活介護内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の送迎の実施地域
- ⑥ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑩ その他運営に関する重要事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料
その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨ その他運営に関する重要事項



重要事項説明書（などの下記事項が記載された文書の交付＆同意）

居宅介護支援 介護予防支援

① 運営規程の概要

+

- ② 介護支援専門員の勤務の体制
- ③ 秘密の保持
- ④ 事故発生時の対応
- ⑤ 苦情処理の体制

先ほどのスライドで説明した「運営規程」の各項目の記載内容を簡潔にまとめたもの

などの利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

※掲示や備え置く重要事項については「提供するサービスの第三者評価の実施状況」も必要



居宅介護支援と介護予防支援事業以外のサービスは「秘密の保持」を重視に記載する必要はないが、

基準には「秘密の保持等」があるから事業所は運営していく上で秘密保持を遵守する必要があるよ。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

地域密着型通所介護

(介護予防)認知症対応型通所介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(介護予防)基準該当短期入所生活介護

定期巡回随時対応型訪問介護看護

① 運営規程の概要

+

- ② 介護従業者の勤務の体制（従業者の勤務の体制）
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況

先ほどのスライドで説明した「運営規程」の各項目の記載内容を簡潔にまとめたもの

などの利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

**各事業所において、
運営規程と重要事項説明書（必要事項が記
載された文書）の確認をお願いいたします。**



今年度の運営指導で各事業共通で よくあつた指摘

II 各種 研修、訓練、委員会について

- ① 各種 研修、訓練、委員会の法定実施回数が遵守されていない。



サービス別に各種 研修/訓練/委員会 実施回数の確認

…実施していなければ減算

項目		居宅介護支援	予防支援	デイサービス	認知デイ	定期巡回	基準該当ショート	グループホーム	特養	小多機	看多機
BCP (感染症)	研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
	訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
BCP (災害)	研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
	訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
まん延防止	研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
	訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
	委員会	6カ月に1回以上 ★	6カ月に1回以上 ★	6カ月に1回以上	6カ月に1回以上	6カ月に1回以上	6カ月に1回以上	6カ月に1回以上	3カ月に1回以上	6カ月に1回以上	6カ月に1回以上
虐待の防止	研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
	委員会	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的
非常災害対策	消火・避難・ 救出訓練	—	—	定期的	定期的	—	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的
身体的拘束	研修	—	—	—	—	—	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上
	委員会	—	—	—	—	—	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
事故発生防止	研修	—	—	—	—	—	—	—	年2回以上	—	—
	委員会	—	—	—	—	—	—	—	定期的	—	—
生産性向上※	委員会	—	—	—	—	—	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的

★…一人ケアマネ事業所は不要

※…令和9年3月31日まで努力義務、4月1日～義務化

II. ②・③を説明するにあたって、 まず「業務継続計画の基準」について説明します。

- ② 災害の業務継続計画の訓練と、非常災害対策(避難訓練など)について
- ③ 感染症の業務継続計画の訓練や研修と、感染症の予防及びまん延防止の訓練や研修について

感染症/災害発生時 業務継続計画の基準（全サービス共通）

【基準】

1 ○○事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する○○事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 ○○事業者は、○○事業従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 ○○事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の研修の基準の解釈通知

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年●回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

居宅介護支援（介護予防支援）事業の業務継続計画の訓練は注意が必要！基準の解釈が他サービスと違い、右記に加えて一文多く入ります！

○○は各サービス名に置き換えてください。
●は各サービスごとの回数に置き換えてください。



業務継続計画の策定の基準の解釈通知

○○事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して○○事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、○○事業者に対して、必要な研修及び訓練を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症にかかる業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的な計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

業務継続計画の訓練の基準の解釈通知

訓練（シミュレーション）は感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう業務継続に基づき事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等定期的（年●回以上）に実施するものとする。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止ための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

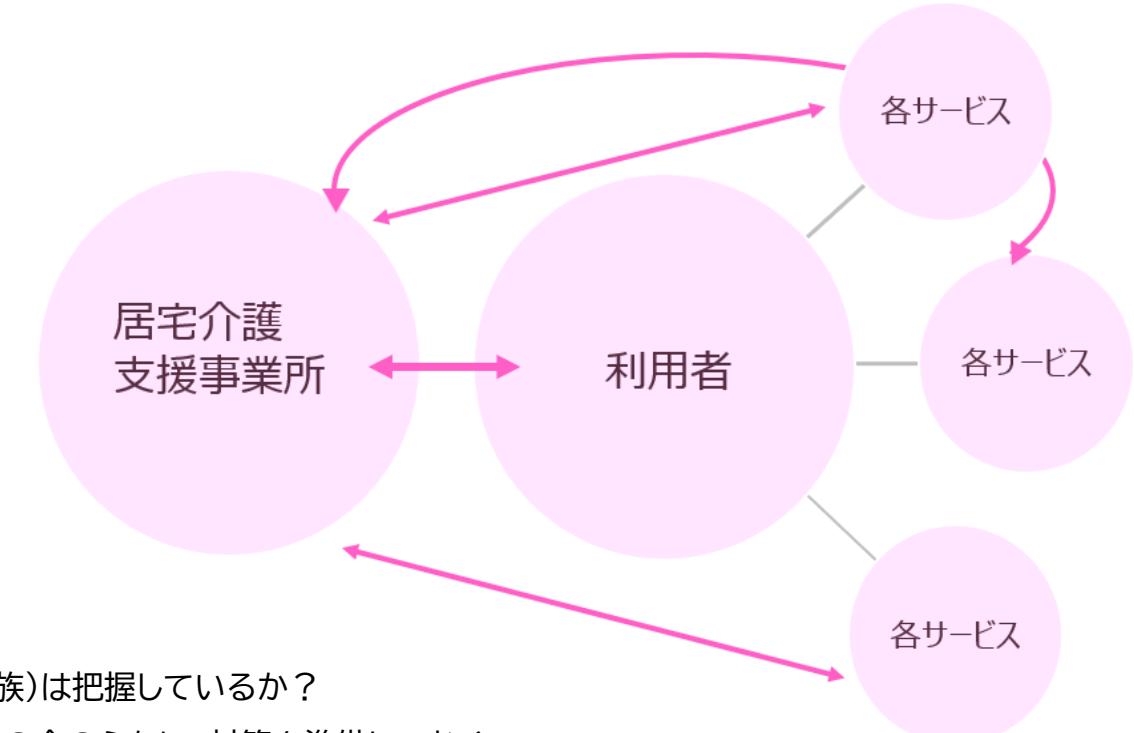
業務継続計画の「訓練」に加わるその一文とはー

「利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援（介護予防支援）事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。」

居宅介護支援事業所の業務継続計画の訓練は、渦中に利用者とサービスをつなぐ役目を担うと想定して、平常時に連携・連絡体制の確立、協議をしておく。

▶電話などが、「できないこと」を理解する(想定力が重要)

区分	行動	阻害要因	対策
防災	安全確保	事前に身構えられない 建物が倒壊する等のリスク	緊急地震速報を活用した行動 事前のリスク対策(ひな形を参照)
	避難	津波などから短時間で避難可能? 避難先を知っている?	避難訓練の実施 移動、訪問中の避難を行動基準に明記
	応急処置	救急箱がある? 処置方法は?	救急救護の訓練の実施
初動 対応	状況確認	電話が通じない(停電、混線) 照明器具が停電時に取出せる?	停電で使えない機器を確認し対策実施
	情報連絡	電話が通じない(停電、混線) 自宅の電話も通じない	自宅、携帯、メール、SNSなど多くの連絡方法を検討
	安否確認	電話が通じない(停電、混線) 管理者が安否確認を開始できない	複数の人が安否確認を発動できる 安否確認の結果を共有できる
業務 継続	帰宅困難	職員、(利用者)が帰宅できない	水と食料、寝具等の備蓄。トイレの対応
	業務継続	少ない職員で業務を継続できない 職員が集まらない	事前に参集できる人員を想定する 参集基準を作成し徹底する
	安否確認	利用者の避難、避難先の把握	各サービス、地域で連携してケア



- ・利用者(家族)と災害時の連絡手段は利用者(家族)と話し合ってあるか？
- ・各サービスの災害時/感染症発生時の業務状況は把握しているか？利用者(家族)は把握しているか？
- ・災害時は各サービスや利用者(家族)と電話が繋がらないことを想定し、平常時の今のうちに、対策を準備しておく。

業務継続計画→日々の業務を継続するための計画

その訓練とは…

非常災害や感染症が起きてても、日々の業務が継続、早期再開できるようにするため、想定（シミュレーション）しておいてねということ。

- ・感染症や災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になる。各事業所の業務を継続、早期再開していくには日々実施している業務が、その渦中で実施できるか、実施できないならばどうするか を事前にシミュレーション（想定）しておくことがBCPの訓練である。

今年度の運営指導で各事業共通で よくあった指摘

II 各種 委員会、研修、訓練について

② 災害の業務継続計画の訓練と、非常災害対策(避難訓練等)についてー災害の業務継続計画の訓練と、非常災害対策訓練(避難訓練等の防災訓練)の混同及び、「一体的に実施して差し支えない」という意味の誤認識ー

感染症/災害発生時 業務継続計画の基準 (四日市市指定の全サービス共通)

【基準】

1 ○○事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する○○事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 ○○事業者は、○○事業従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 ○○事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の訓練の基準の解釈通知

訓練（シミュレーション）は感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等定期的（年●回以上）に実施するものとする。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

業務継続計画の研修の基準の解釈通知

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年●回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

居宅介護支援（介護予防支援）事業の業務継続計画の訓練は上記に一文追加「利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援（介護予防支援）事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。」

○○は各サービス名に置き換えてください。
●は各サービスごとの回数に置き換えてください。



業務継続計画 (BCP) 【災害】

研修

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

最新の動向や訓練等で洗い出された課題を検討し、対策を実施してBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。

訓練

●訓練の種類と内容

1. 防災訓練(避難誘導、初期消火、救出・救護)は、BCPの訓練ではない

2. BCP訓練

机上訓練と実地訓練を実施する

(1)参集訓練

夜間、休日を想定し、対策本部員が事業所へ参集

対策
本部員
向け

(2)対策本部設置訓練

災害が発生した想定で、対策本部を設営

(3)机上訓練

災害発生から復旧までの流れを机上で確認
(イメージ・トレーニング)

(4)安否確認訓練

施設内・外の職員等の安否を実際に確認

(5)実働訓練(実地)

機器の操作等、マニュアルに沿って実際に実施

(6)総合訓練

地域等と協力し、一連の流れを確認

発生時迅速に行動できるよう業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習を実施する。災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

(例)

災害対策本部設置訓練 災害対策本部の会場設営等

- ・本部の設営所要時間
- ・広さや必要な備品・設備の使用に十分や広さや効率的な配置について

ライフライン停止時を想定した訓練。電気、ガス、上下水道、通信使用不可を想定した訓練

- ・電気、ガスが停止時の代替方法の実践、想定机上訓練
- ・断水時の簡易トイレ等の設置場所や使用・介助方法の実践
- ・電話不通時の「NTT災害伝言ダイヤル」や「災害伝言板(web171)」の使い方の確認
- ・電気や通信システム障害時の、手書きで対応すべき事項や手順の確認

食事提供訓練 調理不可時を想定した訓練

- ・栄養士・調理師が不在、調理設備の破損等の際の、食事提供の実践
- ・非常用備蓄品を用いて食事提供をする

非常災害対策の基準

（居宅介護支援（予防支援）、定期巡回以外の
四日市市指定全サービス）

【基準】

○○は各サービス名に置き換えてください。

1. ○○事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. ○○事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

非常災害対策の基準の解釈通知

○○事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることが求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている○○事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている○○事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

第2項は、○○事業者が前項に規定する避難、救出その他訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。



非常災害対策

非常災害対策計画の策定

(項目例)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

訓練

実働訓練：避難訓練(火災、水害など)、救出訓練、消火訓練等の実施

地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。



研修の実施は基準において定められていません。
(義務ではない)

非常災害対策と業務継続計画（BCP）【災害】の比較

参照：厚生労働省老健局 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

非常災害対策

計画	防災計画		
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画
・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する		

業務継続計画

業務継続計画(BCP)	防災計画の避難後に
	業務を継続する
・身体、生命の安全確保に 加え、優先的に継続、 復旧すべき重要業務の 継続または早期復旧	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減
・自社の事業中断の原因となり 得るあらゆる発生事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害



災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と 一体的に実施することも差し支えない。

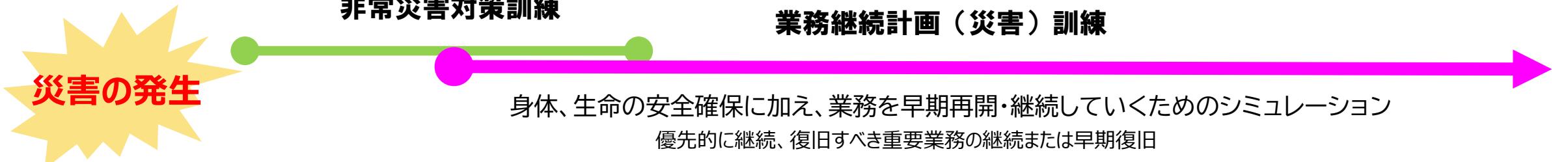
⇒ 「非常災害対策訓練(避難訓練)を実施したら、災害のBCP訓練も実施したことになる」という誤認識が多かった。

- ・ 非常災害対策の防災計画の避難後に業務継続計画は始まり、業務継続計画にも身体、生命の安全確保があるため、非常災害対策訓練と同時にを行うことが合理的。しかし、非常災害対策訓練のみをもって、BCP訓練とするのは不可。
- ・ 防災計画(非常災害対策)を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。つまり、BCP では、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

①



②



今年度の運営指導で各事業共通で よくあった指摘

II 各種 委員会、研修、訓練について

- ③ 感染症の業務継続計画の訓練や研修と、感染症の予防及びまん延防止の訓練や研修について—感染症の業務継続計画の研修/訓練 と、 感染症の予防及びまん延防止の研修/訓練の混同(「一体的に実施して差し支えない」という意味の再確認)—

感染症の予防及びまん延の防止のための措置の基準 (四日市市指定の全サービス共通)

【基準】

○○事業者は、○○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) ○○事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね
●月に1回以上 開催するとともに、その結果について、○○従業者に周知徹底を図ること。

(2) ○○事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) ○○事業所において、○○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

感染症の予防及びまん延防止の訓練の基準の解釈通知

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年●回以上)に行なうことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

感染症の予防及びまん延防止の研修の基準の解釈通知

「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的(年●回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

居宅介護支援事業所のうち1人ケアマネ事業所については(1)の委員会は開催不要

○○は各サービス名に置き換えてください。
●は各サービスごとの回数に置き換えてください。



感染症/災害発生時 業務継続計画の基準 (四日市市指定の全サービス共通)

【基準】

1 ○○事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する○○事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 ○○事業者は、○○事業従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 ○○事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の訓練の基準の解釈通知

訓練（シミュレーション）は感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等定期的（年●回以上）に実施するものとする。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

業務継続計画の研修の基準の解釈通知

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年●回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

居宅介護支援（介護予防支援）事業の業務継続計画の訓練は上記に一文追加「利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援（介護予防支援）事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。」

○○は各サービス名に置き換えてください。
●は各サービスごとの回数に置き換えてください。



感染症の予防及びまん延の防止のための措置

研修

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

その感染症自体についての知識がないと予防したり、まん延を食い止められない=研修で学ぶ。空気感染する感染症か？接触感染する感染症か？媒介物感染症か？飛沫感染症か？など、感染対策の基礎的知識を学ぶ機会とする。まん延防止の研修は「あらゆる感染症について学ぶ機会」

訓練

感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。



- 事業所で起こり得るあらゆる感染症が対象
- 貴事業所の業務継続計画に係ることがない感染症も対象のため、BCPの研修と一体的に実施しない場合もあり得る。

業務継続計画（BCP）【感染症】

研修

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

訓練

感染症が発生した場合において迅速に行動できるよう業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確認、感染症が発生した場合に実践するケアの演習等定期的（年●回以上）に実施するものとする。



- 貴事業所の業務継続計画に記載されている感染症が対象
- 業務継続計画に係る感染症が対象のため、まん延防止の研修と一体的に実施することもできる。



1 基本的理解

感染対策の基礎知識

介護・看護ケアと感染対策

利用者の健康管理

介護サービス提供における関係法令

感染症法

介護保険法

介護施設・事業所における感染管理の体制

づくり

管理者の役割

職員の役割

市町村の役割

保健所の役割と連携

都道府県の役割

感染対策のための指針・マニュアルの整備

職員研修の実施

施設・事業所内の衛生管理

介護施設における感染管理体制（感染対策委員会）

職員の健康管理

日頃の健康管理

感染症流行時の健康管理

感染症発生時の対応

介護施設・事業所における感染症の発生状況の把握と対応

感染拡大の防止

行政への報告

関係機関との連携等

2 感染症各論

感染症法の概要

新型コロナウイルス感染症

インフルエンザ

感染性胃腸炎

結核

腸管出血性大腸菌

レジオネラ症

疥癬（かいせん）

誤嚥性肺炎

B型肝炎

薬剤耐性菌感染症

帯状疱疹

アタマジラミ

偽膜性大腸炎

蜂窩織炎（ほうかしきえん）

尿路感染症

感染管理に対する基本理念

感染対策委員会の設置

感染対策のための指針・マニュアルの整備

職員研修の実施

訓練（シミュレーション）の実施

職員の健康管理等

日頃の対策

施設・事業所内の衛生管理

・環境の整備

・施設・事業所内の清掃

・嘔吐物・排泄物の処理方法

・血液等の体液の処理方法

利用者の健康管理

・健康状態の観察と対応の記録

・感染症を疑うべき症状と注意点

介護・看護ケアと感染対策

・手洗い

・ケアにおける標準予防策

・食事介助

・排泄介助（おむつ交換等）

・医療処置

感染症発生時の対応

感染症の発生状況の把握

感染拡大の防止

行政等への報告

関係機関との連携等

介護現場における （施設系 通所系 訪問系サービスなど） 感染対策の手引き

第3版

厚生労働省老健局
令和5年9月

介護施設・事業所における 感染症発生時の 業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和6年3月

＜1＞施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築

● 感染（疑い）者発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイント。そのためには、全体の意思決定者を決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理（次ページ参照）が重要。

＜2＞感染（疑い）者が発生した場合の対応

● 介護サービスは、入所者・利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染（疑い）者が発生した場合でも、入所者・利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。そのため、**感染（疑い）者発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行うことが有用。**

＜3＞職員確保

● 感染症では、職員が感染者となること等により職員が不足する場合があります。感染者とその他の入所者・利用者の介護等を行っては、可能な限り担当職員を分けることが望ましい。職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切なケアの提供だけではなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要。そのため、施設・事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要。

＜4＞業務の優先順位の整理

● 職員が不足した場合は、感染防止対策を行いつつ、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定される。そのため、重要業務を継続することを念頭に、職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておくことが重要。



業務継続計画（BCP）【感染症】と

感染症の予防及びまん延の防止のための対策の比較

参照：厚生労働省老健局 介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン

内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	○
	感染予防対策 (手指消毒の方法、ガウンテクニック等)	△	○
	健康管理の方法	△	○
	体制の整備・担当者の決定	○	△
	連絡先の整理	○	△
	研修・訓練	○	○
	備蓄	○	○
感染（疑い）者発生時の対応	情報共有・情報発信	○	○
	感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）	△	○
	ケアの方法	△	○
	職員の確保	○	○
	業務の優先順位の整理	○	×
	労務管理	○	×

※○、○、△、×は違いをわかりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてよいことを意味するものではありません。

感染症の業務継続計画に係る研修/訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修/訓練と
一体的に実施することも差し支えない。

⇒ 「感染症まん延防止の研修/訓練を実施したら、感染症のBCP研修/訓練も実施したことになる」かについて

研修

【感染症の予防およびまん延防止】

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 標準予防策の基礎知識
- ・ 手指衛生・PPE着脱 等

+

【感染症BCP】

- ・ BCP概要
- ・ BCP発動基準
- ・ 連絡報告体制の周知 等

訓練

業務継続に係る
感染症の発生

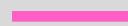
まん延を防ぐためのシミュレーション

業務を早期再開・継続していくためのシミュレーション

まん延防止 …



BCP（感染症） …



感染症の業務継続計画に係る研修/訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修/訓練と一体的に実施することも差し支えない。

⇒ 「感染症まん延防止の研修/訓練を実施したら、感染症のBCP研修/訓練も実施したことになる」かについて

まん防

BCP

「アルコール消毒を実際に実施した」という訓練記録が多かったが…

想定（シミュレーション）した状況は？
発症したのは職員？利用者？

訓練には前提条件が必要。前提条件に対して対応策を想定していくのが訓練

例)新型コロナウイルス感染症が職員二人に発症

- 職員が使用した部屋、物品の消毒 等
- 消毒は誰が、いつ、どのタイミングでやるか
- 職員が二人不在になる
- 貴事業所のBCPに該当する出勤率か？
応援体制の確認 等

一体的に実施

「アルコール消毒自体のやり方、方法」

想定した状況に有効、適切なウイルスへの処置等

「アルコール消毒という業務の人員配置、時間配分」

介護サービス提供もある中で誰が、いつ、どのタイミングで行うのか

一体的に実施

「アルコール消毒自体のやり方、方法」

想定した状況に有効、適切なウイルスへの処置等

「職員が減ることに対する業務への対応策」

二人不在で介護サービスをどのように継続するか



訓練記録として業務継続についてまで及んで考えてあれば

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練が感染症の業務継続計画に係る訓練と一体的に実施してあるとみなされる。

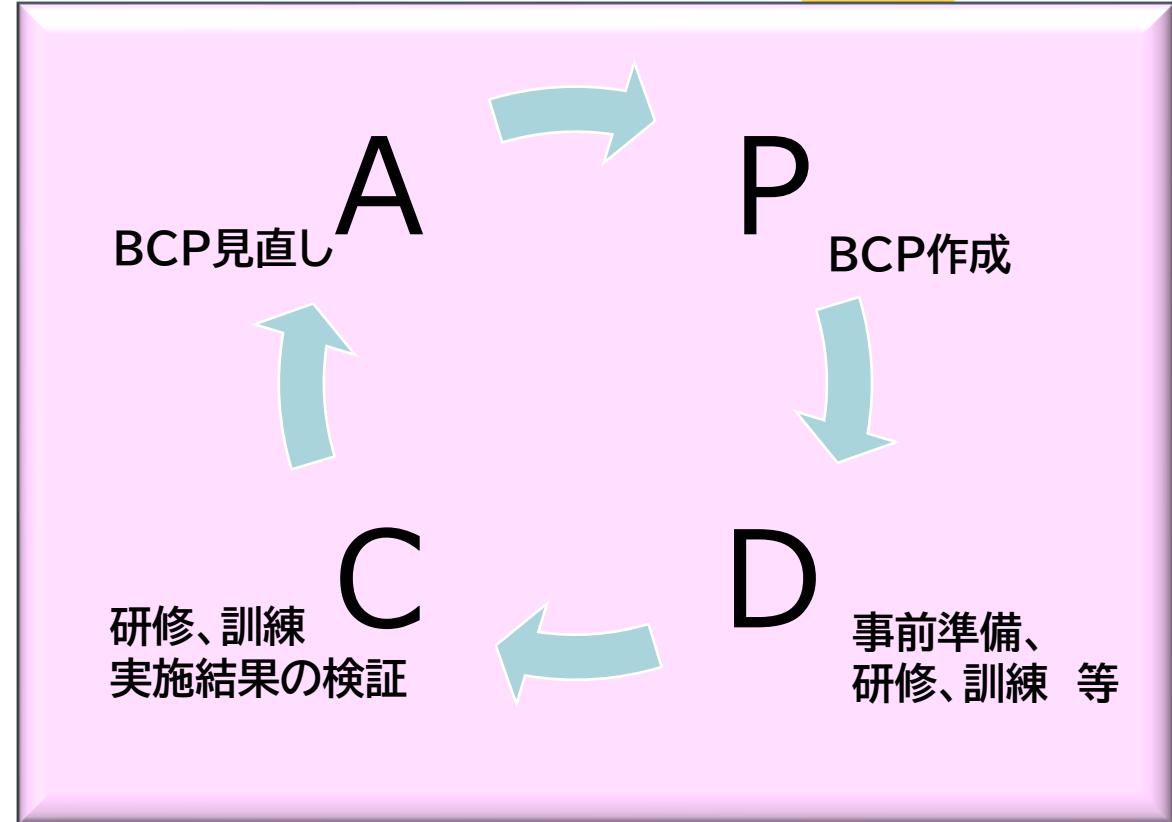
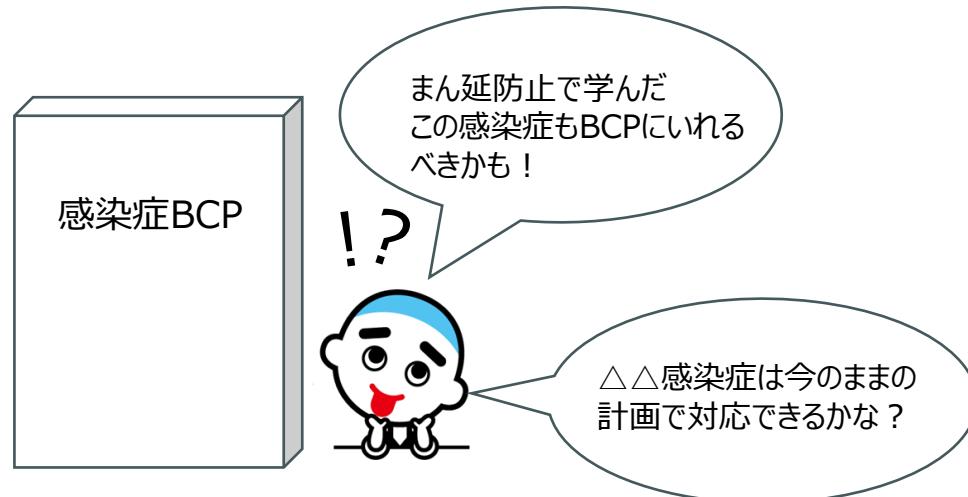
業務継続計画の基準の解釈通知は『策定した業務継続計画に基づき実施すること』

しかしながら…新型インフルエンザや食中毒等、貴事業所の「業務継続計画（BCP）」に該当していない感染症について検討した場合はどうなるのか？ということです。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止の研修/訓練として、貴事業所の「業務継続計画」に該当しない感染症の基礎知識の習得/実践…まん延防止の研修/訓練
- ② ①を実施した結果、その感染症は通常の介護サービス提供に影響があるか？通常業務から変更しなければならないこと等業務継続に係ることまでも研修内容として含まれており、机上訓練として貴事業所の業務に照らし合わせ想定してみた。
…BCPの研修/訓練
- ③ 貴事業所の「業務継続計画」に追加すべき感染症であるか検討する（BCPの見直し）

四日市市では貴事業所の「業務継続計画（BCP）」に該当していない感染症について検討した場合でも、その感染症の基礎知識を学ぶ以外に、介護業務に派生させた想定もあれば、今後の業務継続計画の見直し（action）に繋がると考えるためBCPの研修/訓練も実施したとみなします。

業務継続計画はPDCAサイクルが重要です。
A(action)に該当するBCPの見直しは、既に策定済みのBCPの内容を分析、検証、精査するという意味もありますが、新しいものを追加していくこともあります。



感染症の業務継続計画は
「新型コロナウイルス業務継続計画」「新興感染症業務継続計画」「業務継続にかかる全ての感染症業務継続計画」など、事業所によって計画の対象が違いますので、感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練、業務継続計画の研修・訓練を通して、貴事業所の業務継続計画のブラッシュアップをしていくください。



今年度の運営指導で各事業共通で よくあった指摘

II 各種委員会、研修、訓練について

④ 身体的拘束等適正化検討委員会及び虐待防止検討委員会の検討事項

1. 身体拘束委員会と虐待防止委員会を合同開催しているが、内容がどちらか一方のものとなっているにもかかわらず、両方の委員会を開催したものとしてカウントしている。
2. 虐待防止委員会では、解釈通知で議題項目が定められているが、その項目に沿っていない内容で開催されている。

身体的拘束等の適正化のための対策の基準 (四日市市指定の全サービス共通)

身体的拘束等を行う場合の基準

○○の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

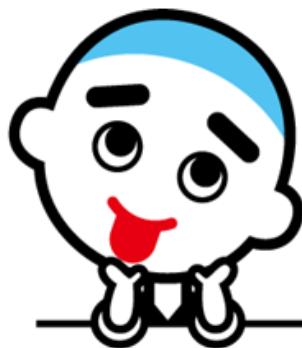
前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

基準の解釈通知

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、当該記録は、2年間保存しなければならない。



注意！！

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、基準該当短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（四日市市指定のサービスのみ列挙）については、さらに基準があります！！次のスライドで説明します。

○○は各サービス名に置き換えてください。

※減算対象

身体的拘束等の適正化のための対策の基準

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、基準該当短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（四日市市指定のサービスのみ列挙）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施

が必須になるよ！

※減算対象



身体的拘束等を行う場合の基準

○○事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

研修の基準の解釈通知

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該○○事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行いうものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年〇会以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが重要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

○○は各サービス名に置き換えてください。

委員会の基準の解釈通知

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者により構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

指針の基準の解釈通知

事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待の防止のための措置の基準

(四日市市指定の全サービス共通)

虐待の防止の基準

○○事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ○○事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) ○○事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) ○○事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

研修の解釈通知

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、○○事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行いうものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、○○事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年●回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置
が必須になるよ！**

※減算対象



委員会（虐待防止検討委員会）の解釈通知

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。

関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待の防止のための指針の解釈通知

○○事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

○○事業所における虐待を防止するための体制として、(1)～(3)に掲げる措置（委員会の開催・指針の整備・従業者の研修）を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

○○は各サービス名に置き換えてください。

●は各サービスごとの回数に置き換えてください。

身体的拘束等適正化検討委員会と虐待防止検討委員会の区別

具体的に次のようなことを想定している（例示）

【身体的拘束等適正化検討委員会】

- a 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること
- b 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、aの様式に従い、身体的拘束等について報告すること
- c 身体的拘束等適正化委員会において、bにより報告された事例を集計し、分析すること
- d 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
- e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
- f 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

具体的には次のような事項について検討することとする（必須）

【虐待防止検討委員会】

- a 委員会その他事業所内の組織に関すること
- b 虐待防止のための指針整備に関すること
- c 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- e 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- g 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価すること

※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※ テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

ご視聴いただきありがとうございました。

引き続き、下記のURLもしくはQRコードにアクセスし、
アンケートにご回答ください。
アンケートの回答をもって、出席確認とさせていただきます。

URL : <https://logoform.jp/form/7p72/1374805>

QRコード :



提出期限 : 令和8年3月19日(木)

